

## 各担当者の配置条件について

### 1. 各担当者の配置条件

各業務の遂行に必要となる財務・法務・技術等の専門知識を有する担当者等を適切に配置すること。

なお、本条件は最低限の配置条件であり、必要に応じて適切な担当者等の配置を追加提案すること。

#### (1) 配置すべき担当者等の種類

総括責任者、業務主任者【総括】及び(2)に示す専門分野ごとの業務主任者を各1名配置すること。また、(2)に示す専門分野ごとに、担当者を1名以上配置すること。

##### ①総括責任者

本業務全体を総括する責任者であり、契約書（案）における業務責任者をいう。

##### ②業務主任者【総括】

本業務における各専門分野の業務を統括的に管理・調整するとともに、本業務全体の企画推進、進行管理及び品質管理を行う者であり、発注者との定例的な打合せに毎回出席する者をいう。※業務主任者【財務】との兼任可

##### ③業務主任者【各専門分野】

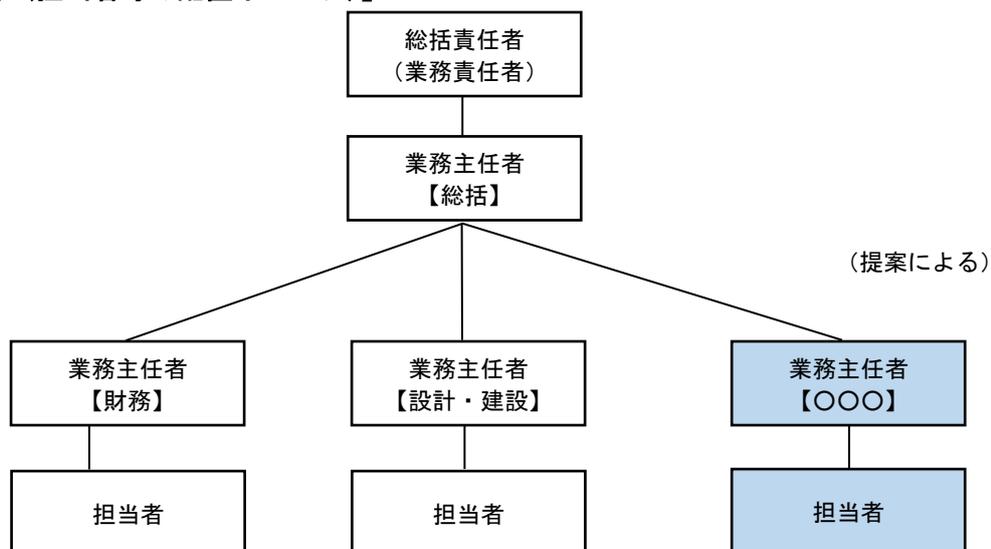
総括責任者及び業務主任者【総括】の下で、担当専門分野の業務について企画推進し、担当専門分野について発注者との定例的な打合せに毎回出席する者をいう。

※業務主任者【財務】については業務主任者【総括】との兼任可

##### ④担当者

業務主任者【各専門分野】の下で、調査・検討・資料作成作業等について業務主任者を支援又は補助する者をいう。

#### 【参考（担当者等の配置イメージ）】



## (2) 個別に業務主任者を配置する専門分野

専門分野	主に担当する業務内容（別紙1「業務項目」）
財務	1 財務モニタリング支援
設計・建設	2 設計・建設モニタリング支援

## 2. 担当者等の資格・実績要件（様式8に記載すること。）

## (1) 総括責任者

以下いずれかの実績を有すること。

- ①平成25年1月1日以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したIR（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。
- ②平成25年1月1日以降、PFI法第5条の規定に基づき、実施方針が公表された事業のアドバイザー業務、モニタリング支援業務、又はこれと同種若しくは類似する業務について、業務全体の企画推進者として業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

## (2) 業務主任者【総括】

以下いずれかの実績を有すること。

- ①平成25年1月1日以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したIR（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。
- ②平成25年1月1日以降、PFI法第5条の規定に基づき、実施方針が公表された事業のアドバイザー業務、モニタリング支援業務、又はこれと同種若しくは類似する業務について、業務全体の企画推進者として業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

※(3)業務主任者【財務】との兼任可

## (3) 業務主任者【財務】

以下のすべての資格・実績を有すること。

- ①公認会計士の資格を保有している者
- ②監査法人で財務諸表監査の実績経験が5年以上ある者
- ③平成25年1月1日以降、PFI法第5条の規定に基づき、実施方針が公表された事業のモニタリング支援業務、又はこれと同種若しくは類似する業務の履行実績を有すること。

※(2)業務主任者【総括】との兼任可

## (4) 業務主任者【設計・建築】

以下のすべての資格・実績を有すること。

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士資格を保有している者
- ②平成25年1月1日以降、PFI法第5条の規定に基づき、実施方針が公表された事業のモニタリング支援業務、又はこれと同種若しくは類似する業務の履行実績を有す

ること。

(5) その他

- ア 業務主任者又は担当者のいずれかに、国際的な投資案件に関して事業戦略又はファイナンス分野に関するコンサルティング業務に業務主任者（またはこれに相当する立場）として従事した経験を有する者を1名以上配置すること。
- イ 業務主任者又は担当者のいずれかに、平成25年1月1日以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したIR（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について履行実績を有する者を1名以上配置すること。

### 3. 配置担当者の雇用関係

(1) 総括責任者、業務主任者【総括】及び業務主任者【財務】は、応募書類の提出日において応募者と直接的な雇用関係（※1）にあること。

(2) 上記(1)以外の担当者等については、協力会社等（※2）の者とすることができる。

※1 直接的な雇用関係とは、担当者等とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

※2 協力会社等とは、契約書(案)第4条第1項による業務の一部を委任又は請け負う者をいう。